

令和2年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年11月5日（木）
午前9時30分～午前10時23分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 11番 金田 修一
5. 議 題 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第42号 事業計画の変更申請について
議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第44号 非農地証明書の交付について
報告事項第28号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第29号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第31号 競売に係る農地法第3条の規定による許
可について
報告事項第32号 農地法第3条の規定による許可の取消し
について
報告事項第33号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第
1項の規定による許可の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、11番金田委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。6番福山委員、7番仲田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は9件で、申請面積は29,309.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、地役権設定の1番以外の申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、ガス輸送導管埋設のため、地役権を設定するものです。

2番と3番は譲受人が同じであります。ともに経営の縮小により、所有権を移転するものです。

4番は新規農家であります。相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は新規農家であります。経営の縮小により、所有権を移転するものです。

6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

7番から9番は譲受人が同じであります。7番は労働力不足により、8番は耕作不便により、9番は経営の縮小により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は5ページから13ページまでです。4条が1件、5条が12件、面積は合わせて16,911.82㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

6ページの4条申請1番は、貸資材置場の計画です。申請人は集落内で建設業を営んでおり、その会社の資材置場が不足しているため、自身の経営する会社に資材置場を貸すものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

7ページの5条申請1番は、自己専用駐車場・資材置場を整備する計画であります。現在、工場敷地内に一部の従業員用の駐車場を併設しているが、資材及び製品の搬入出に支障をきたしてい

る状況であります。また資材置場も不足しており、安全性や利便性の向上のため今回隣接地で計画されたものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

2番は一般住宅の計画です。本家の宅地の一部に住宅を建築するにあたり、接道要件を満たす必要があるため申請されるものです。申請地の一部は宅地の敷地の一部として利用されており、始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

3番は駐車場（建設重機車両置場）を整備する計画です。現在、来客車両、整備車両の駐車場や整備車両の部品等を置く場所が手狭であり、安全性、利便性向上のため計画されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は工場敷地、工場用緑地及び調整池を建築、整備する計画です。申請法人は製薬会社であります。事業が順調に推移しており、今後のさらなる事業拡大のため、申請地と隣接する雑種地と一体で工場、工場用緑地、調整池を計画されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5番は分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、医療施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は太陽光発電用地を整備するものです。申請地周辺の市街化区域内に太陽光発電用地があり、事業をするにあたり同じ市街化区域内にて検討をしましたが、耕作されており合意に至らなかったため、本申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は「代替可能性なし」を適用しています。

7番は一般住宅を建築する計画であります。第2子の誕生に伴い、現在の住居が手狭になっており、実家との相互扶助のため、できる限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は過去に申請人の祖父が「倉庫」で許可を受けておりますが、計

画が実行されないまま現在に至っており、「一般住宅」で事業計画を変更し承継されたいものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

8番は事務所を建築する計画であります。事業拡大に伴い、現在の事務所では手狭で、駐車場の確保もできないため、今回新たに事務所の建築を計画されたものです。主要道路の沿線であり、通勤もより近くなるため申請地を選定されたものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

9番は砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。令和2年9月30日付で許可した案件であります。申請地を一部追加することとなり、事業計画に変更が生じたため申請するものです。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

10番は一般住宅を建築する計画であります。夫、妻ともに実家が八尾町にあり、実家との相互扶助のため申請地を選定されたものであります。申請地は過去に「一般住宅」で許可を受けておりますが、計画が実行されないまま現在に至っており、事業を承継されたいものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

11番は、一般住宅を建築する計画であります。現在の住居から生活環境を変えず、実家との相互扶助のため実家に近い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

12番は小水力発電施設用地及び管理・保全用地の計画であります。土地改良施設の維持管理にかかる農家負担の軽減と地球環境の保全を図ることを目的として、既存水路の包蔵水力を活用した小水力発電施設の整備を行うものであります。また施設の管理に必要な道路、大型車両の旋回場所を設けるとともに、土砂災害の防止、斜面の保全のための用地として利用するものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは12ページから13ページです。

1番は9ページ5条申請7番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できず、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

2番は10ページ5条申請9番でご説明した案件でございます。申請地を一部追加することとなり、事業計画に変更が生じたため申請されたものです。

3番は10ページ5条申請10番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できず、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第42号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、22ページの39番、40番は●●委員に関する事項、28ページの102番は○○委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、14ページから31ページです。

議案書の差し替えがあります。30ページ31ページの127番が貸し手死亡により一旦取下げとなりました。それに伴いまして、14ページ15ページの設定面積の合計も変更となっております。

今回は127件の貸し手から申し出があり、契約期間は3～5年が2件、6～9年が13件、10年以上が112件です。設定面積は、636,569.00㎡です。

16ページ1番から30ページ119番までは、農地中間管理機構を通すものであります。30ページ120番から31ページ128番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、39番、40番、102番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、39番、40番、102番を除き、異議については、ないものといたします。
続きまして、39番、40番について、審議いたしますので、
●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、39番、40番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、39番、40番について、異議はないものといたします。
●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 続きまして、102番について、審議いたしますので、○○委員は退室をお願いします。

<○○委員退室>

会 長 それでは、102番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、102番について、異議はないものといたします。
○○委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第44号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、32ページから33ページです。

耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第28号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第29号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第31号 競売に係る農地法第3条の規定による許可について

報告事項第32号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

報告事項第33号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第

1項の規定による許可の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第28号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は34ページから38ページです。

今回の受理件数は14件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第29号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは39ページから47ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が13件、合わせて17件、面積は合わせて19,460.14㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

42ページ5条の4番、43ページ8番、45ページ9番については、事業面積が1000㎡以上の建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第30号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、48ページから54ページです。

解約件数は22件で、解約面積は46,251.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第31号競売に係る農地法第3条の規定による許可について、ご報告いたします。議案書は、55ページです。

9月総会にてご審議いただきました、農地法第3条の規定による競売買受適格証明書について、交付を受けた者が落札し、農地法第3条許可申請をされましたので、会長専決により10月8日に許可しました。

報告事項第32号農地法第3条の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書は56ページです。

1番について、平成21年3月4日付けで許可しましたが、譲受人の変更のため、取り消したものです。なお、許可の取消し願いと併せて、議案第40号3ページの6番で説明いたしました農地法第3条の申請があったものです。

報告事項第33号農地法第4条第1項及び5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは

57ページです。

1番、2番とも、分家住宅を建築する計画が事情により中止となり、今後、耕作の目的に供するため取り消したものです。

なお、2番につきましては、許可の取消し願いと併せて、議案第40号2ページの4番で説明いたしました農地法第3条の申請があったものです。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これをもちまして、令和2年度第8回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。
その他事務局より、連絡事項について説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。